

この販売条件および国別別表(「本販売条件」)は、Criteo と広告主の間で締結され、Criteo リテールメディアサービスの提供に適用される。Criteo S.A.は、Criteo(以下に定義する。)を代表して、本販売条件を締結する。

1.定義と解釈

本契約	本販売条件および、それに伴って、広告主が提出した又は広告主を代理して提出された広告掲載申込書を意味する。
広告主	広告掲載申込書で指定された広告主を意味する
広告主コンテンツ	広告主(又は広告主を代理する者)が Criteo 又は Criteo ネットワーク上のパブリッシャーに供給する画像、グラフィック、テキスト、データ、リンク、その他のクリエイティブ要素で、商品広告に含まれ又は商品広告を配信するために利用されるもの、並びに商品広告にリンクされたインタラクティブなサイト上のコンテンツや素材を意味する。
Criteo	国別別表で指定される、本サービスの提供に責任を負う Criteo 関係会社を意味する。
Criteo データ	ユーザーに広告が表示された回数クリックレートの他のパフォーマンス指標で、Criteo の広告サービス活動に関連するデータを意味する。
Criteo ネットワーク	サポートされているインタラクティブプロパティ上のパブリッシャーのネットワークを意味する。このインタラクティブプロパティは、商品広告の表示のために Criteo の単独の裁量によって管理される。
Criteo サービス、本サービス	Criteo による Criteo ネットワーク上の商品広告の製作、マーケティング及び表示を意味する。
Criteo 技術	最適な広告を最適なユーザーに最適なタイミングで表示することを可能にする、Criteo のパフォーマンス広告技術を意味する。
広告掲載申込書	本サービスの期間、予算、価格その他の具体的条件を示す、本サービスのための広告主の注文を意味する。
商品広告	広告主の商品を販促する広告を意味し、Criteo 技術により提供されまたはカスタマイズされ、広告の画像、グラフィック、テキスト、データ、リンク、その他のクリエイティブ要素を含む。
ターゲットオーディエンス	Criteo 技術に基づく関連パフォーマンス商品広告によりターゲットとされた Criteo ネットワーク上のユーザーを意味する。

2.関係会社とポリシー: 広告主は、広告キャンペーンを設定する際に、キャンペーンの対象者を選択する。広告主がターゲットオーディエンスを選択することで、どの地域に製品広告が表示されるかが決定される。キャンペーンに関する Criteo サービスの提供について、広告主に対して責任を負う Criteo の関係会社は、広告主の法人所在地、または広告主の代理店で代理店が署名している場合は代理店の法人所在地によって異なる。キャンペーン自体は、商品広告が表示される地域に応じて、他のCriteoの事業体を実施することができるものとする。疑義を避けるために、Criteo S.A. は、いかなる地域においてもサービスを提供せず、いかなる状況においても Criteo が提供するサービスに関して責任を負わないものとする。Criteo S.A.は、該当する各Criteoの関係会社を代表して本契約を締結する権限を与えられていることを保証する。広告主は、常に<http://www.criteo.com/terms-and-conditions> に掲載されている広告ガイドラインを含む、すべての関連する Criteo のポリシーを遵守するものとする。広告主は、これらの方針は、Criteoの実践と新しい製品/サービスを反映するため、随時更新される場合があることを認める。これらの方針に重大な変更がある場合、Criteoはそれらの変更を事前に通知するものとする。Criteoはビジネス行動規範と倫理規定を定めており、これはCriteoのウェブサイトから入手することができる。



3.商品広告表示: 広告主は、商品広告がCriteoネットワーク上に表示され、バナーがどこに(そしてどのぐらいの頻度で)表示され、他の広告主との間で優先順位がどのように設定されるかについて、Criteoが絶対的な裁量権を持つことを認め、同意する。Criteoは、本製品広告を配信するために合理的な努力をするが、Criteoは配信を保証するものではなく、また、義務の履行のための時間は本契約の本質ではないものとする。広告主はその直接的または間接的競合他社のバナーの隣にその商品広告が表示される場合があることに同意する。Criteoは、広告主に通知も賠償もなく、Criteo技術を変更、また商品広告の表示を停止または開始しない権利を留保する。

4.測定およびパフォーマンスレポート: Criteoは、自己のサーバーを用いて、本契約による請求金額の計算に必要なインプレッション数、クリック数その他の計測値を測定する。広告主は、明白な誤謬の場合を除き、Criteoによる測定値が最終的であり、かつ他のあらゆる測定結果よりも優先されることを承諾する。Criteoは広告主に対し、統計情報を日次ベースで確認しアカウントを管理するためのオンラインインターフェイスへのアクセスを付与する。統計情報は、最大48時間遅れで更新される。Criteo、広告主または広告主から権限を与えられた第三者によって加えられた変更(予算の調整、キャンペーンの休止を含むが、これに限定されない)であって、広告主または広告主の指示により承認されたものについては、広告主が単独で責任を負い、変更によって生じるすべての費用は広告主が負担するものとする。広告主はCriteoに対し、書面にて連絡した具体的指示に従って、広告主に代わって変更を行う許可を与える(主要なキャンペーン正価などを含むがこれに限らない)。さらに、広告主は、秘密情報である個人用パスワードおよびIDの使用と保管について責任を負い、その紛失または過失による流出が生じた場合は、速やかにCriteoに書面で通知するものとする。広告主が第三者にアクセスを付与した場合または広告主の求めによって第三者にアクセスが付与された場合、そのようなアクセスについては常に広告主が責任を負う。

5.請求処理と支払い: Criteoはその単独裁量にて、広告掲載申込書に特定される通り、広告主に前払いを要請する権利を有する。Criteoサービスの請求は、広告掲載申込書の基準に基づき請求され、それにはCriteoサービスのコストも含まれる。広告主は、Criteo(または当該事項について権限を与えられたCriteoの関係会社)から毎月、請求書を受領する。複数のキャンペーンが実施された場合、適用あるIOに明記された通貨別に複数の請求書が送付されるものとする。Criteoは広告掲載申込書に記載される予算が消化されることを保証しない。国別別表または広告掲載申込書に特別の定めのない限り、広告主は請求書の日付から30日以内に、相殺なく全額を支払うものとする。Criteoへの支払いは、すべて請求書の通貨で行われるものとし、支払額は、その時点で法律により要求される方法で納税されるべき適用税額を除外して表示される。支払い期限を超過した場合、Criteoは、期限経過金額に対して法定利息または広告掲載申込書に記載された利息、および回収費用を請求する権利を有する。請求書に対して何らかの申し立てがある場合、請求書の受領後1ヶ月以内に提起することができる。広告掲載申込書に特別の定めがない限り、請求書は広告主のみによって全額支払われるものとする。

6.知的財産権: 各当事者は、本契約の締結前に所有していたその知的財産権の単独の所有者であり続ける。CriteoはCriteo技術とCriteoデータにおける、またそれらに対するすべての知的財産権の単独の所有者である。広告主は広告主コンテンツにおける、またそれらに対するすべての知的財産権の単独の所有者である。本契約期間中、広告主はCriteo(Criteo関係会社を含む)に対し、(a) Criteoネットワーク、および(b) Criteoサービスの販売促進のためのすべての文書において、広告主コンテンツと広告主の商標とロゴを利用、複製、提示するための世界的な、ロイヤリティ無料の、譲渡不可能な許諾を付与する。Criteoは、広告主の名前、ロゴおよび/または商標を使用したすべてのプレスリリースについて、広告主から事前の許可を求めるものとする。広告主は、Criteo技術のいずれの要素についてもコードを変更または変更を試みたり、それ以外の形で逆行分析を行ったり、派生物を作成してはならない。

7.保証と免責 Criteoは、本条に定めるものを除き、どのような事項(ただし、とりわけ本契約に基づいて提供するCriteoテクノロジー、Criteoネットワークその他の各種サービスの非違反性、品質または特定の目的に対する適合性だが、これに限定しない)について、明示または黙示のいかんを問わず保証または条件を付さない。広告主はCriteoに以下のことを保証し、表明する。(i) 広告主が、本契約を締結し、本書に定める自己の義務を履行する権利、権能および権限を有すること、(ii) 広告主が、商品広告を通じて広告主コンテンツに登場する商品を、いかなる第三者のいかなる権利(知的財産権を含むがこれに限らない)も侵害することなく、提供、販売および/またはライセンスするために必要な全ての権利や許可を得ていること、(iii) 本契約に規定された広告主コンテンツの使用許諾を与える権限を有しており、広告主コンテンツが、商品広告が表示されるあらゆる法域の適用されるすべての慣習法、制定法、法定文書、契約、規制、広告およびマーケティングの実施規則に常に適合すること、(iv) 広告主コンテンツが、わいせつもしくは中傷的なまたは適用される任意の法令に反する素材を一切含まないこと、(v) 本契約の下で提供されるすべての情報が真実、正確、完全かつ最新であること、ならびに(vi) 広告主が、Criteoから提供されるすべてのガイドラインまたは方針を含め、関連するすべての法令を順守する義務を負うこと。広告掲載申込書の承認者が広告主を代理する代理店である場合、代理店はここにCriteoに対して、広告主を本販売条件に拘束する完全な権限を有し、広告主がかかる販売条件をすべて遵守することを表明し、保証する。広告主は、本第7条の違反の結果生じた、またはもし真実なら本第7条への違反となる請求により生じた、第三者からの訴訟、法的手続き、主張、損害賠償(直接または間接)、経費、賠償責任、および費用(裁判費用と弁護士費用を含む)についてCriteoを防御し、補償し、一切の損害を与えないものとする。

8. 賠償責任: 適用法が許容する最大限の範囲で、いずれの当事者も、本契約に関連する特別、間接的、付随的、結果的、罰則的または懲罰的な損害について、たとえ相手方がかかる損害の可能性について知らされていたとしても、(契約責任か過失その他を含む不法行為責任にかかわらず)責任を問われないものとする。いずれの当事者も、火災、洪水、暴動、戦争、テロ、地震、停電、市民の暴動、爆発、通商禁止、ストライキ(不可抗力事象)を含む、その当事者の合理的な管理の範囲を超える事象の結果による不履行または遅延について責任を問われないものとする。広告主は、広告主が支払う価格は、この取引に伴うリスクを考慮に入れたものであり、これは公正なリスク配分を表明していることを認め、同意する。念のため、本契約のいかなる内容も、不正行為、重過失、致死または致傷または責任の排除や制限が違法となるような事柄については、いずれの当事者の賠償責任も排除または制限しない。上の第 7 条を除き、適用される法律の最高限度まで、本契約に基づく各当事者の責任は、その原因を問わず、契約、過失を含む不法行為、その他のどのような法理論に基づくかにかかわらず、一般的/直接的金銭的損害に限定され、その累積額は広告主に対し過去 6 か月間に請求された金額相当額を超えないものとする。広告主は、本商品広告を通じて提供、販売またはライセンスされるすべての商品またはサービスについて、すべての責任を負うものとする。

広告主は、第三者が詐欺的なまたは不適切な目的により本契約に基づく料金に影響するインプレッション、クリックを発生させ、またその他の行動を取るリスクを認め、同意する。Criteoは第三者によるクリック詐欺その他の不適切な行為の発生に関し、広告主に対し責任や賠償責任を負わないものとする。上記にかかわらず、Criteoは、不正行為の可能性に関する紛争を調査し解決するために広告主と誠意をもって協力するものとし、不正行為であることがわかっているインプレッション、クリック、その他の行為について広告主に請求しないものとする。

9. プライバシー: Criteo は、Criteo サービスを通じて収集した Criteo データを適用法令(プライバシーおよびデータ保護を規定する法令を含むがこれに限定しない)に基づき収集し利用する。

10. 契約期間と契約解除 契約は広告掲載申込書の日付に開始され、(i) 広告掲載申込書に記載の日付、(ii) 広告主が選択した総予算額(広告掲載申込書に記載)が尽きた日付、または(iii) 相手方当事者に対する 5 日前の通知により終了する。その他の権利または救済を損なうことなく、以下の場合はいずれの当事者も相手方当事者に書面による通知を行うことにより即時に本契約を解約することができる。(a) 相手方当事者が本契約に基づくその義務に対する重大な違反を犯し、是正可能な違反の場合は、違反について指摘しその是正を求める通知を相手方当事者が受領してから 2 日以内に是正が行われなかった場合、(b) 不可抗力事象が発生し、最低 2 か月間継続している場合、または(c) いずれかの当事者が支払い不能となった場合、会社清算を開始した場合、破産管財人を指名した場合、または現地の関連法における同等の手続きを開始した場合。本契約の満了または解約(理由を問わず)は、いずれかの当事者においてそれまでに発生している権利や責任に影響せず、また満了または解約後も効力を継続させる意図を明示的にまたは黙示的に示している条項へも影響を与えないものとする。

11. 機密保持: 各当事者は、その専門的代理人もしくはアドバイザーに対する場合を除き、または法律または、司法もしくは規制当局によって要請される場合を除き、本契約で明確に言及されていないいかなる人物にも、本契約の契約条件または相手方(相手方の関係会社を含む)が開示する相手方のビジネスまたは業務に関する機密情報を開示しないことを約束する。かかる開示が法律や司法もしくは規制当局により要請される場合、当局により要請を受けた当事者は、開示を行う前にできる限り早く、かつ要請があり次第、法的に許容されている限りかかる開示について書面で相手方当事者に通知し、相手方当事者が保護命令その他の救済を取得できるよう支援する。

12. 譲渡不可: 広告主は Criteo の事前の書面の同意なくして、本契約または本契約に基づく権利を何らかの形でコモンプレーン上、または衡平法上の譲渡することはできず、サブライセンスしたり、その他の形で取引することもできず、また本契約に基づくその一部または全部の義務を委託したり、それらの行動を行うと主張することもしてはならない。

13. 雑則

- (i) Criteo は本販売条件を任意の時に修正する権利を保有する。本販売条件は、オンライン上で以下のリンクに掲載され次第、直ちに効力を生じる。 <http://www.criteo.com/terms-and-conditions>。これらは広告掲載申込書または変更後に更新された広告掲載申込書それぞれに自動的に適用される。
- (ii) 国別表に別段の指定がない限り、本契約へはフランス法が適用され、本契約に起因または関係する紛争や事柄に関し両当事者はパリの裁判所の専属管轄権に服するものとする。
- (iii) 両当事者は、広告掲載申込書の署名と送信にあたって、また、更新を含む広告掲載申込書の条件変更にあたって、電子形態は許容可能な連絡手段であるとみなすことを認め、同意する。すべての通知は、両当事者が署名した広告掲載申込書に記載される連絡先宛てに送られる。
- (iv) 広告掲載申込書を発行した広告主は、広告主の文書、特に発注書にはこれとは異なる条件が記載されていてもそれに関わらず、本販売条件の完全な同意を黙示する。本販売条件および各広告掲載申込書は本契約を構

成する。本販売条件と広告掲載申込書の間に矛盾が存在する場合は、Criteo サービスに関しては広告掲載申込書が優先するものとする。

- (v) 本契約書は両当事者間の全体的かつ完全な合意を構成し、両当事者間の以前のあらゆる取り決め、約束、表明、協定を口頭または書面かを問わず、置き換えるものとする。本契約は、広告主が作成するあらゆる発注書またはベンダー支払システム(例えばベンダーポータル)に記載されたすべての条件に優先するものとし、かかる発注書またはベンダー支払システムに記載された条件はいずれも法的効力を有しないものとする。
- (vi) 本契約の条項のいずれかが、管轄権を持つ裁判所または行政組織により、無効または執行不能であるとされた場合でも、かかる無効性や執行性は、本契約の残りの条項には何の影響も与えないものとし、本契約の残りの条項は完全な有効性と効力を持つものとする。
- (vii) 本契約は複数の言語のバージョンが作成される。しかし、本販売条件の異なる言語バージョン間で齟齬が生じた場合は、英語版が優先するものとする。
- (viii) いかなる場合も、本契約または法により授与された、または起因する権利、権限、権能、請求または救済の(全部または一部を問わない)執行、履行、請求の遅延、不履行、または不作為は、かかる権利またはその他の権利の放棄とみなされたり解釈されることはなく、それにより、他の事例やその後の事例において、権利、権限、権能、請求または救済の執行を禁止されることはない。
- (ix) 本契約に別段の指定がない限り、第三者は本契約に基づく権利や義務を持たないものとする。
- (x) Criteo は、広告主から従業員または代理人に関して提供される一切の個人データを Criteo の法人プライバシーポリシー (<https://www.criteo.com/privacy/corporate-privacy-policy/>で閲覧可能)に従って処理する。これには、個人データの利用、修正および消去に係る個人の権利も含まれる。



国別別表

本販売条件と国別別表の間に矛盾が存在する場合は、国別別表が優先するものとする。

本契約により Criteo サービスを提供する Criteo 企業は、広告主の設立地域、あるいは代理店が広告主を代理して署名する場合は代理店の設立地域に基づいて決定されるものとする。当該 Criteo 企業(または当該事項に関し権限を与えられた Criteo 関係会社)は、第 5 条に従って請求書を提出し、関係するリスクおよび義務をすべて負担する。当該 Criteo 企業は、キャンペーンが展開される地域に応じて、Criteo サービスの実行を他の Criteo 企業に委任する。

本契約に適用される法律や、本契約に起因または関連して生じる紛争または問題について専属管轄権を有する裁判所は、本契約に基づき Criteo サービスを提供する Criteo 企業により異なるものとする。詳細は以下の表に記載する。さらに追加規定は、主な販売条件の規定を置き換え、または補足する。

広告主(代理店)の設立地域: ドイツ、オーストリア、ポーランド、アルバニア、アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、ジョージア、ギリシャ、ハンガリー、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、キルギスタン、リヒテンシュタイン、マケドニア、マルタ、モルドヴァ、モンテネグロ、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、タジキスタン、ウクライナ、ウズベキスタン
--

Criteo サービスを提供する企業: Criteo GmbH

本契約の準拠法: ドイツ法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: ミュンヘン裁判所

本契約に適用される追加または特別の規定:

8. 責任制限: Criteo は (i) Criteo、その法定代理人または幹部社員およびその他の履行補助者による意図的な不正行為または重過失に起因する損害、(ii) Criteo、その法定代理人または履行補助者による意図的な行為に起因するか、または Criteo、その法定代理人または履行補助者側の重過失の結果として生じた人身傷害、健康被害および死亡、ならびに (iii) 保証された特性の欠失に起因する損害および製造物責任に関する損害について無制限に責任を負う。

Criteo は Criteo、その法定代理人またはその他の履行補助者による主要な契約義務の違反の結果生じた損害について責任を負う。主要な契約義務とは、本契約の最重点を構成し、かつ、契約の締結とその履行のために決定的であった基本的責務である。Criteo が、単純な過失によりその主要な義務に違反した場合、それによる賠償責任は、Criteo がそれぞれのサービスの履行時に予測可能であった金額に限定されるものとする。Criteo が、単純な過失により主要以外の義務に違反した場合、責任を負わないものとする。

広告主(代理店)の設立地域: ブラジル

Criteo サービスを提供する企業: Criteo do Brasil

本契約の準拠法: ブラジル法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: サンパウロの裁判所

本契約に適用される追加または特別の規定:

Criteo は、広告主が Criteo に支払うべき金額を記載した毎月の請求書(「Nota Fiscal」)を広告主に対し送付するものとする。Nota Fiscal は、1 暦月(「請求期間」)内に提供されたサービスに対する請求金額を記載する。広告主は、請求期間(暦月末)終了後の翌暦月の最終営業日に Nota Fiscal に記載された金額を支払うものとする。



ブラジルで実施するキャンペーンについては、Nota Fiscal (請求書)はブラジルリラ単位で記載され、ブラジルリラ単位で支払われる。そのため、広告主は Criteo の口座にブラジルリアル建てで支払金を送金するものとする。

Criteo への支払額は、その時点で法律により要求される方法で納税されるべき税額を除外して表示される。Nota Fiscal (Nota Fiscal) に対して何らかの申し立てがある場合、受領後 1 ヶ月間のみ提起することができる。

広告主(代理店)の設立地域: オーストラリア、ニュージーランド

Criteo サービスを提供する企業: Criteo PTY

本契約の準拠法: オーストラリア法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: オーストラリア裁判所

広告主(代理店)の設立地域: オランダ、ベルギー、ルクセンブルク

Criteo サービスを提供する企業: Criteo B.V.

本契約の準拠法: オランダ法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: アムステルダム裁判所

広告主(代理店)の設立地域: フランス、スイス、アイルランド、アンドラ、フランス領ポリネシア、モナコ、ニューカレドニア

Criteo サービスを提供する企業: Criteo France

本契約の準拠法: フランス法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: パリの裁判所

広告主(代理店)の設立地域: イタリア、サンマリノ、聖座

Criteo サービスを提供する企業: Criteo SRL

本契約の準拠法: イタリア法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: ミラノの裁判所

本契約に適用される追加または特別の規定:

イタリア民法典第 1341 条第 2 項に従い、広告主は、Criteo 販売条件の以下の条項を具体的に承諾する。第 5 条 (請求処理と支払い)、第 7 条 (保証と免責)、第 8 条 (責任)、第 13 条 (ii) (管轄権)。

広告主(代理店)の設立地域: スペイン、ポルトガル

Criteo サービスを提供する企業: Criteo España, S.L

本契約の準拠法: スペイン法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: マドリードの裁判所

CRITEO SA (株式会社) - 32 rue blanche, 75009 Paris, France. 電話 +33(0)1 40 40 22 90 -
ファックス +33(0)1 44 54 30 89



広告主(代理店)の設立地域: デンマーク、フィンランド、ノルウェー、スウェーデン、エストニア、フェロー諸島、グリーンランド、アイスランド、ラトビア、リトアニア、スヴァールバル諸島、ヤンマイエン島

Criteo サービスを提供する企業: Criteo Nordics AB
本契約の準拠法: フランス法
紛争の専属管轄権を有する裁判所: パリの裁判所

広告主(代理店)の設立地域: イギリス、南極大陸、ジブラルタル、ガーンジー島、マン島、ジャージー島

Criteo サービスを提供する企業: Criteo Limited
本契約の準拠法: 英国法
紛争の専属管轄権を有する裁判所: ロンドンの裁判所

本契約に適用される追加または特別の規定:

第7条のうち「広告掲載申込書の承認者が広告主を代理する代理店である場合、代理店はここに Criteo に対して、広告主を本販売条件に拘束する完全な権限を有し、広告主がかかる販売条件をすべて遵守することを表明し、保証する。」との文言を削除し、以下の文言に置き換える。

広告掲載申込書が(広告掲載申込書で指定された広告主(以下「原広告主」という。)ではなく)広告掲載申込書で指定されたメディアエージェンシーによって締結された場合、本契約の目的上、「広告主」は広告掲載申込書で指定されたメディアエージェンシーを意味するものとし、当該広告主は(本人として契約するに際し) (a) 原広告主をして本契約のすべての適用条件を遵守させること、および(b) (i)本契約を締結し、(ii)Criteo に原広告主の商品に関する本サービスの提供を依頼し、(iii)本契約で規定されているとおり原広告主コンテンツの権利を付与するため完全な権限を有していることを、表明し保証する。

広告主(代理店)の設立地域: 米国

Criteo サービスを提供する企業: Criteo Corp
本契約の準拠法: ニューヨーク州法
紛争の専属管轄権を有する裁判所: ニューヨーク州ニューヨーク郡の裁判所

本契約に適用される追加または特別の規定:

以下の条文の組み込みにより、第7条が修正されるものとする。

本広告掲載申込書の承認者が広告主に代わって代理店である場合、Criteo は、代理店が、本広告掲載申込書に従って掲載された商品広告について広告主から代理店に入金された金額の限度で支払責任を負うことに同意する。代理店に支払われていない金額については、Criteo は広告主に単独で責任を負わせることに同意する。Criteo は、広告主が代理店の開示された本人であり、代理店は、本項で特に定められている場合を除き、連帯してまたは個別にそのような支払いに関する義務を負わないことを理解する。

代理店は、広告主からの支払いを適時に回収するためにあらゆる合理的な努力をすることに同意する。ある広告掲載申込書について広告主の収益について支払がされていない場合でも、当該代理店経由の他の広告主については、当該広告主の信用に問題がなければ、Criteo での広告掲載を禁止されることはない。Criteo から要求があった場合、代理店は、代理店と広



告主との関係を確認する書面を Criteo に提供する。この確認書には、例えば、代理店が告主の代理人であり、広告掲載申込書および本販売条件に関連して告主に代わって行動する権限があることについて告主の確認が含まれる。さらに、Criteo の要請に応じて、代理店は、広告掲載申込書に基づく支払いを行うのに十分な資金を告主が代理店に既に支払ったかどうかを確認する。代理店の信用が低下した場合、Criteo は事前に支払いを要求することができる。

代理店は、告主の代理人として、告主を本販売条件および広告掲載申込書に拘束する権限があること、および本販売条件および広告掲載申込書に関連する代理店の行動はすべて当該代理権の範囲内であることを表明および保証する。代理店は、代理店が上記の文章に違反したことによって生じる損失から、Criteo および Criteo 関係会社とその代表者を防御し、補償し、無害に保つものとする。

広告主(代理店)の設立地域: カナダ

Criteo サービスを提供する企業: Criteo Canada Corp
本契約の準拠法: オンタリオ州法および同州で適用されるカナダ法
紛争の専属管轄権を有する裁判所: トロントの裁判所

本契約に適用される追加または特別の規定:

以下の条文の組み込みにより、第 13 条(vii)が修正されるものとする。
「両当事者は、本契約が英語で起草されるよう要請したことを認める。 *Les parties reconnaissent avoir exigé que ce contrat soit rédigé en langue anglaise.*”

広告主(代理店)の設立地域: ベネズエラ、ペルー、エクアドル、ドミニカ共和国、コスタリカ、ウルグアイ、パナマ、プエルトリコ、グアテマラ、ボリビア、パラグアイ、エルサルバドル、ジャマイカ、ホンジュラス、ハイチ、ニカラグア、トリニダード・トバゴ、バハマ、メキシコ、アルゼンチン、コロンビア、チリ

Criteo サービスを提供する企業: Criteo Corp
本契約の準拠法: カリフォルニア州法
紛争の専属管轄権を有する裁判所: サンタクララ郡の裁判所

広告主(代理店)の設立地域: 日本

Criteo サービスを提供する企業: Criteo 株式会社
本契約の準拠法: 日本法
紛争の専属管轄権を有する裁判所: 日本の裁判所

広告主(代理店)の設立地域: シンガポール、香港、マレーシア、タイ、台湾、ベトナム、フィリピン、インドネシア、ラオス、ブルネイ、ミャンマー、カンボジア、バングラディッシュ、ブータン、マカオ、ネパール、パキスタン、スリランカ

Criteo サービスを提供する企業: Criteo Singapore Pte. Ltd
本契約の準拠法: シンガポール法
紛争の専属管轄権を有する裁判所: シンガポールの裁判所



広告主(代理店)の設立地域:韓国

Criteo サービスを提供する企業:Criteo Korea
本契約の準拠法:韓国法
紛争の専属管轄権を有する裁判所:韓国の裁判所

広告主(代理店)の設立地域:ロシア

Criteo サービスを提供する企業:Criteo LLC
本契約に適用される追加または特別の規定:

広告主は、Criteo LLC との間で、別途、直接の契約(広告掲載申込書および規約)が締結されることを了承する。

広告主(代理店)の設立地域:トルコ

Criteo サービスを提供する企業:Criteo Reklamcılık Hizmetleri ve Ticaret A.Ş.
本契約の準拠法:トルコ法
紛争の専属管轄権を有する裁判所:イスタンブールの裁判所

本契約に適用される追加または特別の規定:

第 5 条は、以下を含めることで修正されるものとする。

広告主がトルコの居住者である場合、以下の条件が適用されるものとする。(i) 制限付きの広告掲載申込に関して、印紙税は Criteo が申告し支払い、その印紙税の 50% が署名から 30 日以内に広告主に請求される。(ii) 制限付きおよび制限なしの両方の広告掲載申込に関しては、当該広告掲載申込の最長期間は 1 か月であるものとし、これは広告主が Criteo に通知することにより、延長することができる(誤解を避けるため付け加えると、かかる通知は、有効な送信/受信受領書付きの電子メール経由でも構わない)。

広告主(代理店)の設立地域: アラブ首長国連邦、アフガニスタン、アンゴラ、バーレーン、ボツワナ、コンゴ、コートジボワール、カメルーン、アルジェリア、エジプト、エチオピア、ガボン、ガーナ、イラク、ヨルダン、ケニア、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、マダガスカル、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、オマーン、カタール、ルワンダ、サウジアラビア、セネガル、スワジランド、チュニジア、タンザニア、ウガンダ、イエメン、南アフリカ、ザンビア、ジンバブエ

Criteo サービスを提供する企業:Criteo MEA FZ LLC、同社は有限責任会社で、ドバイの技術電子商取引、メディア自由貿易圏にて、ドバイ首長国法 2000 の 1 に従って設立された。登録事務所: GBS Building, 6th Floor Al Falak Street Media City P.O. Box 502320 Dubai, UAE.
本契約の準拠法:ドバイ首長国に適用される U.A.E 法
紛争の専属管轄権を有する裁判所:ドバイ首長国の U.A.E 裁判所

本契約に適用される追加または特別の規定:

利用規約の第 6 条を以下の通り置き換えるものとする。「6.知的所有権: 各当事者は、本契約の締結前に所有していたその知的所有権の単独の所有者であり続ける。本契約期間中、広告主は Criteo (Criteo 関係会社を含む) に対し、(a) Criteo ネットワーク、(b) Criteo サービスの販売促進のためのすべての文書において、広告主の商標とロゴを利用、複製、提示し、商品広告

CRITEO SA(株式会社)- 32 rue blanche, 75009 Paris, France. 電話 +33(0)1 40 40 22 90 -
ファックス +33(0)1 44 54 30 89



の広告主コンテンツを表示、複製、提示するための世界的な、ロイヤリティ無料の、譲渡不可能な許諾を付与する。Criteo は、広告主の名前、ロゴおよび／または商標を使用したすべてのプレスリリースについて、広告主から事前の許可を求めるものとする。広告主は、Criteo 技術のいずれの要素についてもコードを変更または変更を試みたり、それ以外の形で逆行分析を行ったり、派生物を作成してはならない。

広告主(代理店)の設立地域:インド

Criteo サービスを提供する企業: Criteo India Private Limited. 登録事務所: Level 1&2, Crescent Building, Lado Sarai Mehrauli, New Delhi, 110030, India

本契約の準拠法: インドの適用法

紛争の専属管轄権を有する裁判所: ニューデリー

本契約に適用される追加または特別の規定:

第 5 条は、以下を加えることで修正される。

インドのキャンペーンのために Criteo とその関係会社が締結したすべての契約の印紙税は、該当する場合は、Criteo が申告し支払うものとし、その印紙税の 50%がかかるとの契約の締結から 30 日以内に広告主に請求される。

インドの 1961 年所得税法(その時々改正版、かつそれに基づく関連規則、または所得税に適用されるその他の法令のうち発効し適用されるもの)、または該当する場合は別の国の類似の法律の規定に基づき、広告主が、税金としてまたはその名称に関わらず、任意の金額を差し引く、または源泉徴収することが義務付けられている場合、広告主は Criteo に支払うべき金額から規定の金額を差し引くか源泉徴収するものとする。Criteo SA -32 rue blanche, 75009 Paris, France 電話 +33 (0)1 40 40 22 90 FAX +33 (0)1 44 54 30 89 資本金 1 561 772 ユーロの株式会社 登録番号 484 786 249

広告主は、かかる適用法の規定に従い、そのように差し引かれた、または源泉徴収された金額を支払うか、または解決する。広告主がかかる控除または源泉徴収を行う場合、広告主は、かかる規定の期間内に、かかる控除または源泉徴収に関して、源泉徴収税の証明書(書式 16A または該当するその他の書式/文書)、またはその他の証拠を、Criteo に提供するものとする。控除を規定する適用法に従い、広告主がかかる金額を源泉徴収したものの、源泉徴収税の当該証明書や証拠を提供せず、Criteo がかかる税金を支払うよう求められた場合は、広告主は源泉徴収した税金の範囲で、Criteo に弁済するものとする。

請求書は、適用法の要件に従い、Criteo が決定する通貨で発行される。

Criteo の提供物に適用される現在および将来的なすべての間接税(サービス税および swachh bharat cess を含むがこれに限定されない)は、その提供物の提供に対して支払われるべき金額に加算して、Criteo が広告主に請求するものとする。

以下の紛争解決条項が本契約に追加されるものとする。

本契約に定める事項のいずれかに関するすべての紛争または意見の相違は、当事者らが連帯して選任する 1 名の仲裁人に付託されるものとする。仲裁地はニューデリーであり、裁判籍もニューデリーであるものとする。

最終更新日: 2020 年 7 月 30 日